

平成 25 年 6 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社かわでん
 代表者名 代表取締役社長 西谷 賢
 (JASDAQ コード番号 6648)
 問合せ先 取締役経営管理本部長 光藤 淳一
 TEL 03-5714-4301 (代表)

定款変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 21 日開催予定の第 92 回定時株主総会に定款の変更を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、平成 25 年 3 月 7 日開催の取締役会において、平成 25 年 4 月 1 日を効力発生日として 1 株を 100 株に分割するとともに、発行可能株式総数を 144,000 株から 14,400,000 株に変更し、1 単元の株式の数を 100 株とする単元株制度を採用する旨の定款変更決議をしました。

これに伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため変更案第 7 条を新設し、以降の条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(<u>単元未満株式についての権利</u>) 第 7 条 <u>当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> ① <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> ② <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> ③ <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第 7 条～第 50 条 (条文省略)	第 8 条～第 51 条 (現行どおり)

3. 定款変更の日程

定時株主総会開催日 平成 25 年 6 月 21 日
 定款変更の効力発生日 平成 25 年 6 月 21 日

以上